



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

号外第 6 9 号 令和 4 年 7 月 4 日発行

目 次

※は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 3 7 ※	徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の規定に基づき薬物を指定する件	薬務課

徳島県告示第四百三十七号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和四年七月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 薬物の名称等

1 化学名 ニー（エチルアミノ）ーニー（三ーメチルフェニル）シクロヘキサンー一
ーオン（通称 DMXE又はDeoxymethoxetamine）及び
その塩類

2 化学名 N、Nージエチルーニー〔五ーニトローニー（四ープロポキシフェニル
ーメチル）ー一Hーベンゾ〔d〕イミダゾールー一イル〕エタナミン（通
称 Protonitazene）及びその塩類

3 化学名 ー（シクロブチルメチル）ーNー（二ーフェニルプロパンー二ーイル）
ーHーインドールー三ーカルボキサミド（通称 CUMYL-CBMIC
A）及びその塩類

二 指定の理由

一に掲げる物は、条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

三 指定の効力発生の日

令和四年七月五日